

東京都都市緑化基金

令和6年度 花壇・庭づくり活動支援事業のご案内

初年度団体用 募集要項

1. 事業の概要

東京都都市緑化基金は、東京に緑を増やすための基金です。緑ゆたかな住みよい街の実現を目指し、民有地の緑化や緑化活動を支援しています。

東京都都市緑化基金の助成事業「花壇・庭づくり活動支援事業」は、ボランティア団体等による公共的な場所での花壇や庭づくり、小・中学校での緑化活動のスタートアップを支援するため、最大で3年間にわたり活動費の一部を助成します。(初年度最大10万円、2・3年目各々最大5万円) ※同一団体・学校への支援は最大3年間です。助成金額の繰り越しや、一度助成を受けた団体による再申請はできません。

2. 助成の対象となる活動

以下の(1)～(3)の条件をすべて満たす活動を対象とします。

- (1)東京都内での活動 ※都立公園での活動は対象外
- (2)ボランティア団体等による公共的な場所での活動、もしくは小・中学校での総合的な学習の時間などにおける緑化活動 ※個人や家族のみの活動は対象外
- (3)活動場所の所有者の許可を得ていること

3. 支援の内容

「助成金交付」による助成を基本としていますが、団体の会計ルール上、助成金の交付が受けられない場合は「材料支給」の制度を利用することができます。助成申込の際に助成金交付か材料支給か選択してください(助成金交付と材料支給を併用することはできません)。

(1)助成金交付による助成

完了報告書類および活動で購入した花苗類、土・肥料類、道具類の領収書原本のスクリーンデータの提出により、清算払いによる助成金の交付を行います。初年度は10万円、2・3年目は5万円が上限です。

※助成金支払申請の内容に不備がある場合や、申請内訳に助成対象外の物品や項目が含まれる場合は、対象外となる金額を除外して助成金を交付するため、助成金交付決定通知に記載された交付予定額を下回る場合があります。

(2)材料支給による助成

団体の会計ルール上、助成金の交付が受けられない場合は、苗、培養土・プランター等の材料支給による助成を利用することができます。材料支給の納品は年1回、11月頃を予定しています。

4. 助成金交付申請

申請受付：2024(令和6)年7月19日(金) 17:00まで
申請サイト：下記のURLまたはQRコードからアクセスしてください。

URL <https://form.run/@midorinokikin-1640588908>

申請フォームの画面の操作方法は、「【別紙1】花壇・庭づくり活動支援事業 申請フォームの操作方法」をご確認ください。



※受付締切以降は申請できません。また、申請内容に不備がある場合は申請を受理できません。申請後、申請内容について事務局より確認のご連絡をする場合があります。

5. 助成金交付の決定

8月末に開催する東京都都市緑化基金助成事業審査会にて助成金交付の可否を決定し、9月下旬に助成金交付決定を郵送します。

6. 助成の条件

助成を受けるには、以下の(1)～(2)活動を実施することが条件となります。
詳しくは「【別紙2】花壇・庭づくり活動支援事業 PR 活動の実施について」をご確認ください。

(1) 東京都都市緑化基金の助成看板の設置

助成金交付が決定した団体には基金の立看板(板面:約 20cm×約 30cm、全長:約80cm)を発送します。活動場所の花壇に設置し、東京都都市緑化基金の助成により緑化活動を行ったことをPRしてください。

(2) 完了報告にて写真データ等を提出

完了報告の際に、以下のデータをご提出ください。

※東京都都市緑化基金のPRや報告用に各種媒体に掲載可能なものをご提出ください。

①助成看板を設置した花壇の写真【必須】

②花壇活動中の写真、作業後の花壇の写真【必須】

③その他PR活動として、団体のSNSや会報、学校だより等に「東京都都市緑化基金の助成で花壇を作ったことを紹介する記事」を作成し、記事の画像を提出【任意】

7. 助成金支払申請

助成金支払申請の締切：2025年1月31日(金) 17:00

助成金交付決定通知とあわせて郵送する支払申請のご案内をご確認ください。

領収書は以下の(1)～(4)を満たすものが助成対象となります。不備のある領収書や対象外の物品・項目は、助成金交付の対象外となりますので十分にご注意ください。

(1) 提出する領収書の画像は原本のスキャン画像であること(領収書のコピーをさらにスキャンした画像は不可)

(2) 2024年4月1日～2025年1月31日までの領収書であること

※2025年2月1日以降の領収書は、令和7年度の花壇・庭づくり活動支援事業の対象となります。次年度も助成の継続を希望する場合は、領収書を保管してください。

(3) 花壇・庭づくり活動支援事業で申請した団体名が記載されていること

宛名に不備がある場合は助成金交付の対象外となります。

(不備の例)「〇〇町会 花壇クラブ」で助成金交付申請をしている場合

× 略称：「〇〇町会 様」→「花壇クラブ」まで書いていない

× 個人氏名：「緑 花子 様」→ 個人の氏名しか書いていない

× 宛名が無記載

など

(4) 助成の対象となる物品の購入代金であること

花壇・庭づくり活動支援事業の助成対象となるのは「花や緑を増やすために直接必要な花苗類、土・肥料類、道具類、消耗品類」の購入代金です。装飾品などの対象外の物品購入費や、委託費用・送料・事務費・保険料などは対象外です。

購入を予定している物品が助成の対象になるか判断がつかない場合は、事務局にご確

認ください。(回答には数日を要する場合があります。日にちの余裕をもってお問い合わせ
 してください。)

詳しくは「【別紙3】花壇・庭づくり活動支援事業 助成対象品一覧」をご確認ください。

花壇・庭づくり活動支援事業 申請チェックリスト(初年度団体用)

【申請受付】 2024年7月19日(金) 17:00まで

申請サイト: <https://form.run/@midorinokikin-1640588908>

上記のサイトで必要事項を入力、またはデータをアップロードしてください。

アップロード可能なデータは1件100MB以内のJPEGやPDF、Word、Excelなどです。



✓チェック	準備するもの	補足
<input type="checkbox"/>	【必須】 メールアドレス	添付データの送受信を含め、日常的に連絡可能なアドレスを ご用意ください。
<input type="checkbox"/>	【必須】 活動(予定)場所の現況写真	活動(予定)場所の全体が分かる写真データ(2~3枚程度) ・申請日の概ね1か月以内に撮影した写真データ(現時点で 花壇になっていない場所も可) ※鮮明な画像に限ります
<input type="checkbox"/>	【必須】 活動場所の使用許可を得てい ることを証する書類 ※学校など、活動場所の施設・ 敷地の管理を行う職員自身が 申請者の場合は不要	今年度の活動について、活動場所の所有者・管理者に許可 を得ていることを証する書類 ・公園や道路での活動の場合…所管する行政の許可を得て いることが分かる書類 ・PTA や地域コーディネーターなど、 <u>学校の職員以外</u> が学校 の敷地内で活動する場合… <u>学校長の許可</u> を得ていることが 分かる書類
<input type="checkbox"/>	【小中学校以外の団体は必須】 今年度の団体の役員及び会員 名簿	・幼稚園・保育園や福祉施設の場合、教職員や施設職員の氏 名のみ記載し、園児や生徒、施設利用者は人数のみ記載 ※法令・条例に基づき厳正に管理します。個人情報の取り扱い に関する(公財)東京都公園協会の取組については、以下の ホームページにてご確認ください。 【(公財)東京都公園協会 個人情報の取り扱いについて】 https://www.tokyo-park.or.jp/privacypolicy/ ・小中学校は提出不要(申請者が学校長や教職員の場合)
<input type="checkbox"/>	【ボランティア団体のみ】 団体の規約	ボランティア団体で規約がある場合 ※学校(団体代表者が学校長や教職員)の場合は不要
<input type="checkbox"/>	【必須】 平面図	敷地や建物と活動場所の花壇の位置関係がわかる平面図 ・手描き可、おおよそのサイズ(m)を記入 ・活動場所をカラー・斜線で塗り分ける()

お問い合わせ先

公益財団法人東京都公園協会 公園事業部 公益事業推進課
 緑の基金担当 佐藤・泉・金澤

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-5 2階

【E-mail】midorinokikin@tokyo-park.or.jp

【電話】03-5510-7183 (平日 9:00~17:00)

【FAX】03-3504-5300

【東京都都市緑化基金 HP】

<https://www.tokyo-park.or.jp/public/greening/>